

仕様書

1. 件名

令和7年度便器洗浄装置保守業務の請負

2. 業務の目的

トイレの小便器・大便器の殺菌、洗浄、脱臭、排水管のスケールによる詰まりの予防を行うと共にトイレの悪臭除去及び、トイレ空間の衛生環境を良好な状態に保ち、施設の維持管理及び二次感染予防を目的とする。

3. 契約期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

4. 業務対象

四国総合通信局庁舎内トイレ

- 1) 小便器・大便器洗浄殺菌装置 : 19台
- 2) 洋式大便器便座用除菌装置 : 13台
- 3) トイレ用自動開閉式生理用品回収容器 : 6台

※設置場所は別紙添付

5. 業務内容

- 1) 洗浄殺菌装置の設置及び薬剤等の点検保守
- 2) 薬品、香料、消耗品等の交換及び補充業務
- 3) 器具保守点検・機能動作の維持管理

6. 性能・品質

- 1) 洗浄殺菌装置は、衛生器具用給水装置の二次側以降の配管に設置すること。(大便器に取付ける場合はバキュームブレーカ以降の配管へ設置する。)
- 2) 洗浄殺菌装置は、二次感染予防の効力を有し、衛生器具に対し必要十分な薬剤の供給が可能な容量を確保しており、衛生陶器内部全面に対し行渡る洗浄効果を有すること。
- 3) 薬剤は、水質、水温等の変化に影響されない液体であり、排水管への影響を考え中性を使用すること。
- 4) 薬剤は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し殺菌効力の持続性があるものを使用すること。
- 5) 衛生器具のトラップにおいて洗浄水の薬剤濃度は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し発育阻止もしくは死滅に必要な数値を有すること。
- 6) 液状除菌剤は連続使用回数 3,000 回以上のものを使用すること(洋式大便器便座用除菌装置)。
- 7) 容器本体は抗菌性を保っていること(洋式大便器便座用除菌装置)。

- 8) 二重蓋により投入時に中身が見えない構造とし、センサー感知により、非接触で自動開閉する機能であること(トイレ用自動開閉式生理用品回収容器)。
- 9) 本体表面に抗菌機能、内部に芳香防臭機能を有していること。

7. 保守点検

- 1) 小便器・大便器洗浄殺菌装置の点検回数は年間6回以上とし、機器のスペックに応じた交換・メンテナンスサイクルにて行うこと。
- 2) 洋式大便器便座用除菌装置の点検回数は年間3回以上とし、機器のスペックに応じた交換・メンテナンスサイクルにて行うこと。
- 3) トイレ用自動開閉式生理用品回収容器の点検回数は年間6回以上とし、良好な状態で使用できるよう、容器本体の洗浄と抗菌処理が施された容器へ交換すること。あわせて専用袋等の消耗品の補充を行うこと。
- 4) 器具の取付・取外し及び修理は、乙が責任をもって行うこと。
- 5) 作業実施にあたっては、甲の指示に従って安全かつ衛生的に行うこと。
- 6) 作業実施後は、甲にサービス確認書を提出すること。
- 7) 本仕様書に定めない事項については、甲・乙協議の上定めること。保守点検・交換回収処理作業は、専門技術者が行うこと。
- 8) 故障・破損等の緊急事態が発生した場合には、直ちに専門技術者を派遣し必要な処理を行うこと。
- 9) 保守点検中に発見した装置の異常については、施設管理者に連絡し指示に従い、必要であれば適切な洗浄水量及び洗浄間隔について調整などの処置を行うこと。
- 10) 排水状況の点検は、年1回以上とする。点検後サービス確認書で報告する。
- 11) 除菌剤・消耗品等は施設内にて保持せず、請負者が安全かつ衛生的に管理すること。

8. その他

- 1) 保守点検、交換業務の実施に当っては、施設管理者と打合せを行い、承諾を得ること。
- 2) 業務責任者を事前に施設管理者に申し出ること。
- 3) 業務の実施にあたり執務の妨げとならないよう、施設管理者と協議し承諾を得ること。
- 4) 業務を適性かつ円滑に実施するため、施設管理者と常に十分な連絡を保ち、必要に応じ施設管理担当者の立会い、確認を得ること。
- 5) 業務終了後は点検報告書を作成し、施設管理者に報告すること。
- 6) 作業者は、作業時において社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用すること。
- 7) 契約終了後は原則4月7日までに装置を取外し、原状復帰を行うこと。
- 8) 受注者は4月7日までに装置の取り付けを行うこと。
- 9) 業務遂行に関し疑義が生じた場合には、施設管理者と協議し指示を受けること。

以上